

筑前町いじめ防止基本方針

筑前町教育委員会

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼしたり、その生命又は身体に重大な危険を生じさせたりする許されない行為であり、児童生徒の人権に関わる重大な問題である。

本町においては、これまでも「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得るもの」という共通認識のもと、日頃から児童生徒の理解に努め、一人一人の小さなサインを見逃さず、迅速かつ適切に対応できる体制づくりなどに取り組んできた。

こうした中、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第12条の規定に基づき、本町においても、これまでの取組を踏まえて、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（筑前町いじめ防止基本方針。以下「町基本方針」という。）を策定した。この町基本方針を基に、学校の内外を問わず、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等に学校、家庭、地域、教育委員会が連携していく。

第1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いかなる理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの学校でも起こり得る問題であり、どの児童生徒もいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、全ての児童生徒に関わる問題である。

全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな教育活動の中で自らの力を伸ばしていくためには、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組むとともに、いじめを生み出さない学校風土をつくることが大切である。

本町では、学校、家庭、地域、教育委員会、その他の関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取組を積極的に展開する。また、「筑前町子どもの権利条例」を遵守し、子どもたちが未来に希望を持ち、いきいきと自分らしく、たくましく生きていけるように子どもの権利を保障する。

第2 いじめの定義と理解

【法におけるいじめの定義】

（定義）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

□「一定の人的関係」

学校内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

□「心理的又は物理的な影響」

いじめの態様のことであり、具体的には次のような態様を指し、いじめられた児童生徒の被害性に着目し、法が規定するいじめに当たるか否かを見極める必要がある。

《心理的な影響》

- ・冷やかしからかしい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

《物理的な影響》

- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等

- 全教職員が上記のことを理解して、共通認識のもといじめの見逃しがないようにすることが大切である。

【判断のための留意事項】

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- いじめには、多様な態様があることを考慮し、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、苦痛を表現できなかつたり、いじめられていることに本人が気付いていなかったりする場合もあることから、「心身の苦痛を感じているもの」との要因が限定して解釈されることのないように努め、見極めることが大切である。
- けんかやふざげ合いであっても、見えない所で発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目して見極めることが大切である。
- いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、校内いじめ対策委員会を活用し、その判断を組織的に行うことが求められる。

【特に配慮が必要な児童生徒】

- いじめはどの児童生徒にも起こり得る可能性があるものとして見守る必要があるが、特に以下の児童生徒に対しては、適切な支援、保護者との連携、周囲の児童生徒への指導を組織的に行う。

- ・発達障がいを含む、障がいのある児童生徒
- ・海外から帰国した児童生徒や外国籍の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
- ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒

第3 関係者の責務

本町では、いじめ防止等に関する各関係者、各関係機関が、町基本方針に基づき、いじめの防止等に対する施策を定めて実施するとともに、連携して取組の充実を図る。

1 いじめの未然防止

- 教育委員会は、学校がいじめ問題への適切な対応ができるよう、必要な措置を講じ、いじめから児童生徒を守り、いじめを生み出さない学校づくりを支援する。
- 学校は、全ての児童生徒が教職員や友人との間に信頼関係を育むことを通して、いじめのない学校づくりに努める。
- 学校は、道徳教育や体験活動等の充実を図り、児童生徒の人間関係をつくる力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に取り組むことにより、いじめの未然防止に努める。
- 保護者は、児童生徒の教育において第一義的責任を有するものであり、自他の命を大切にする心や他を思いやる心を育て、規範意識を身に付けさせること等に努める。
- 地域社会は、学校、家庭と連携し、社会全体で子ども達を見守り、育てていく役割がある。そのため、地域、学校、家庭が協働して、児童生徒の様々な体験活動や人と関わり合う活動を支援していく。

2 いじめの早期発見

- 町は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、作業療法士を配置し、児童生徒や保護者が相談しやすい環境の充実を図る。
- 学校は、学校がいじめ対応への役割が明確になった組織として機能するよう、研修等の充実を図り、全ての教職員がいじめに対する共通理解の下、適切かつ組織的に対応できるよう、指導力の向上に努める。
- 学校は、教育相談体制を充実させ、児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整えるとともに、定期的なアンケート調査や個人面談などにより、いじめの早期発見に努める。
- 保護者は、児童生徒がいじめを受けた場合、児童生徒をいじめから守るための適切な措置を、学校、関係機関等と連携して行う。

3 いじめに対する措置

- 教育委員会は、学校がいじめへの対応や問題の解決に向けての取組に対して、指導・助言を行い、適切に措置が講じられるよう支援する。
- 学校は、いじめを認知した場合や、いじめの相談を受けたとき、又はその疑いがある場合は、速やかに校内いじめ対策委員会において当該いじめに係る情報を共有し、特定の教職員で問題を抱え込むことがないよう、迅速かつ組織的に対応する。また、校内いじめ対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通すとともに、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒を日常的に注意深く観察するなど、再発防止に努める。
- 保護者は、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止等の取組に対して、必要な協力を行う。
- いじめのうち、犯罪行為として扱われるべきと認められ、警察の専門的な知識や技能が必要と判断されるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるものは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮をした上で、早期に警察に相談し、連携した対応をとるようにする。

4 いじめの解消

- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこといじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

第4 筑前町としての取組

筑前町は、いじめの防止等について、学校、家庭、地域、関係機関等と連携し、力を合わせて対応する。

1 筑前町いじめ・不登校等問題対策委員会

- 教育委員会は、いじめの防止等に関する機関の連携を図るため、民生委員、警察、人権擁護委員、PTA代表、学校、教育委員会等の関係者を構成員とする「筑前町いじめ・不登校等問題対策委員会」を設置する。
- 「筑前町いじめ・不登校等問題対策委員会」では、以下に掲げる研究・協議等を行う。
 - ・いじめの実態把握とその分析
 - ・いじめ発生防止のための学校環境の見直し
 - ・その他、いじめ対策のための必要な協議 等
- 町は、「筑前町いじめ・不登校等問題対策委員会」での連携が、学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、必要な措置を講じる。

2 教育委員会の附属機関の設置(筑前町いじめ問題対策委員会)

- 教育委員会は、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加による附属機関である「筑前町いじめ問題対策委員会」を設置する。
- 筑前町教育委員会が、重大事態に係る調査を行う必要が生じた場合には、この附属機関により調査を行うこととする。

3 町長の附属機関の設置(筑前町いじめ問題調査委員会)

- 町長は、学校や筑前町いじめ外部専門家が行った調査結果の報告を受けた場合、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加による附属機関である「筑前町いじめ問題調査委員会」を設置し、調査の結果について調査(「以下「再調査」という。)を行うこととする。

「重大事態」とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(年間30日を目安とする。)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

4 教職員の資質の向上

- 町は、教職員によっていじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員に対する研修の充実を図る。

5 インターネットを介したいじめに対する対策の推進

- 町は、学校と連携しインターネット上のサイト等における誹謗中傷などのトラブルに児童生徒が巻き込まれることを未然に防ぐために、専門機関等と連携し、インターネットの利用に関する指導等、情報モラル教育を充実する。

第5 学校としての取組

各学校は、いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こり得る問題であることを踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。また、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、教育委員会、家庭、地域、関係機関等と緊密な連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する適切な措置等について組織的に取り組み、いじめのない学校づくりを目指す。

また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえて、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図る。

※「学校いじめ防止基本方針」を学校HP等で、家庭・地域へ知らせる。

第6 重大事態への対処

1 学校及び教育委員会の対応

- 重大事態が発生した場合は、学校は教育委員会を通じて事態について町長に報告する。
- 教育委員会は、学校から重大事態の報告を受けた場合、その事案の調査を行う主体や調査組織について判断する。
- 学校が調査を行う場合、校内に設置している「校内いじめ対策委員会」を母体として調査や対応を行う。教育委員会は、支援チームを派遣するなど、学校の調査及び対応について指導・助言する。
- 教育委員会が調査を行う場合は、筑前町いじめ問題対策委員会が調査を行う。
- この調査は、事実関係（背景事情、人間関係における問題、学校・教職員の対応など）を明確にするための調査であって、因果関係を特定し、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接目的とするものではなく、学校及び教育委員会が、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。
- 学校又は教育委員会が調査を行った場合、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報提供を適切に行う。
- 調査の結果については、教育委員会を通じて町長に報告する。

2 町長による再調査及び再調査を踏まえた措置

- 町長は、学校や筑前町いじめ問題対策委員会が行った調査の結果について報告を受けた場合、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加による附属機関「筑前町いじめ問題調査委員会」により調査の結果について調査（「以下「再調査」という。）を行うこととする。
- 再調査を行った場合、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保した上で、町長はその結果を議会に報告する。
- 再調査を行った場合、町長又は教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、指導主事や専門家を派遣するなど、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。

重大事態対応フロー図

重大事態発生

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

②いじめにより相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき

学校から教育委員会へ報告

①教育委員会が調査主体を判断・指示 ②町長に事態報告

教育委員会が調査主体の場合

- ①筑前町いじめ問題等外部専門家による調査を実施する。
(学校は、資料の提出等、調査に協力する。)
- ②いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ③調査結果を踏まえ、適切な支援や助言等を行う。
- ④調査結果を町長に報告する。

学校が調査主体の場合

- ①調査組織を設置する。
- ②事実を明確にするための調査を実施する。
- ③調査結果を教育委員会へ報告する。
(教育委員会は調査結果を町長に報告する。)
- ④いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ⑤調査結果をふまえた適切な支援を行う。

町長が再調査を必要と認めた場合

- ①筑前町いじめ問題調査委員会を設置する。
- ②事実を明確にするための調査を実施する。(学校は、資料の提出等、調査に協力する。)
- ③町長又は教育委員会は、調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。
- ④町長は、調査結果を議会に報告する。